

○学校法人ヤマザキ学園役員退任慰労金及び特別功労表彰規程

平成20年4月1日

制定

(趣旨)

第1条 この規程は、学校法人ヤマザキ学園（以下「学園」という。）の役員の退任慰労金及び特別功労表彰に必要な事項について定めるものとする。

(支給額の算定)

第2条 常勤の役員に係る退任慰労金の支給額は、退任時における報酬月額と在任期間を基準として、別表第1常勤役員退任慰労金支給倍率表に定める支給倍率により算定した額とする。

2 非常勤の役員に係る退任慰労金の支給額は、在任期間を基準として、別表第2非常勤役員退任慰労金支給額表に定める額とする。

3 理事長及び常務理事の退任慰労金の支給額は、前2項による金額を基準に、別表第3に基づき理事会で決定した乗率を乗じて算定する。

(在任期間)

第3条 前条の在任期間は、役員となった日から退任した日までの年数とする。ただし、1月未満の端数日は、1月に切り上げ、1年未満の端数月は0年に切り捨てるものとする。

(支給時期)

第4条 退任慰労金は、原則として、退任の日から2箇月以内に支給する。

(功労表彰)

第5条 学園に対して特別な貢献のあった役員については理事会に諮り、特別功労金を付して、功労表彰することができるものとする。

(規程の改廃)

第6条 この規程の改正及び廃止は、評議員会の意見を聴いたうえで、理事会で決定する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から制定施行する。

附 則（令和4年3月10日理事会承認）

この規程は、令和4年4月1日から改正施行する。

別表第1（第2条関係）

常勤役員退任慰労金支給倍率表・A表

（自己の都合により退職する場合に適用）

勤続年数	支給率	勤続年数	支給率	勤続年数	支給率
1	適用外	11	5.5	21	10.5
2	適用外	12	6.0	22	11.0
3	0.9	13	6.5	23	11.5
4	1.2	14	7.0	24	12.0
5	2.2	15	7.5	25	12.5
6	2.7	16	8.0	26	13.0
7	3.2	17	8.5	27	13.5
8	3.7	18	9.0	28	14.0
9	4.2	19	9.5	29	14.5
10	4.7	20	10.0	30	15.0

常勤役員退任慰労金支給倍率表・B表

(学園の都合により退職する場合に適用)

勤続年数	支給率	勤続年数	支給率	勤続年数	支給率
1	0.5	11	6.0	21	11.5
2	0.8	12	6.5	22	12.0
3	1.2	13	7.0	23	12.5
4	1.7	14	7.5	24	13.0
5	2.5	15	8.0	25	13.5
6	3.0	16	8.5	26	14.0
7	3.5	17	9.0	27	14.5
8	4.0	18	9.5	28	15.0
9	4.5	19	10.0	29	15.5
10	5.0	20	10.5	30	16.0

別表第2 (第2条関係)

非常勤役員退任慰労金支給額表

在任期間	支給額
5年以上	50,000円
10年以上	100,000円
15年以上	150,000円

20年以上	
-------	--

	200,000円
--	----------

別表第3（第2条関係）職責・功績に応じた乗率

理事長、常務理事に対する退任慰労金の算定にあたって適用する乗率は次の要素を勘案して、理事会で決定する。

- (1) 在任中の職責
- (2) 学園内の他の役職の兼務状況
- (3) その他学園への功績、貢献